

雲 仙 市

担当課	雲仙市議会事務局
担当者	主査 宮崎 幸平
電 話	0957-38-3120
F A X	0957-38-2252

【送付枚数：3枚（本かがみ含む）】

「 雲仙市議会議員定数削減の条例改正案の可決及び 政務活動費の交付方法の変更 」について

平成28年12月15日の平成28年第4回雲仙市議会定例会及び全員協議会において、下記の内容が可決されましたので、お知らせいたします。

1. 雲仙市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）が可決
 - ・本日、平成28年第4回雲仙市議会定例会閉会日において、議会活性化特別委員会の松尾文昭委員長より、別紙のとおり中間報告がなされ、その後、提案者の松尾委員長が、議員定数を現行の21人から19人に削減する条例案を発議し、賛成多数で可決されました。
なお、この条例は、次回の一般選挙から適用されることとなります。
(現在の議員任期)
 - ・平成25年11月20日～平成29年11月19日
2. 平成29年度4月より、雲仙市議会政務活動費の交付方法を「前払い制」から「後払い制」に変更することで決定
 - ・本日、平成28年第4回雲仙市議会定例会閉会後の全員協議会において、政務活動費の交付方法を平成29年度より、現行の「前払い制」から「後払い制」に改正することに決定しました。
今後、平成29年第1回定例会で条例改正を行い、平成29年度より後払い制を採用することとなります。
なお、現在、事務局で把握している限り、県内で後払い制を実施している市議会はないため、改正されれば、県内市議会初の実施となる予定です。
(現在の支給状況)
 - 1人あたり月額15,000円（年額180,000円）を個人に支給しています。
3. その他
平成28年第4回雲仙市議会定例会の閉会日（12月15日）にて、条例関係4件、予算関係5件、その他7件の合計16件が全て可決されました。
(初日採決を含めれば17件となります。)

議会活性化特別委員会中間報告

平成28年7月1日の本会議において、議員定数や議会の活性化に関する調査・検討を行うために設置された、本特別委員会での議員定数に関するこれまでの検討結果について、報告を行います。

議員定数については、合併以来、30人から26人、21人と削減してきておりますが、本市の人口におきまして、平成22年の国勢調査では、4万7,245人であったのが、平成27年の国勢調査結果では4万4,115人という結果であり、この5年間の間に3,130人もの人口が減少したことになります。

また、雲仙市の財政状況についてでございますが、今年度の当初予算で見ると、自主財源については22.8%となっており、国、県の支出金や地方交付税に大きく依存していることがわかります。

このような状況の中、本特別委員会として、本市と同規模程度の人口を有し、議員定数が本市議会よりも少ない市議会に行政調査を行いました。

その中の主な質疑として、定数を削減すると委員会での採決に支障が出るのではないかとの意見が出されましたが、各常任委員会の委員数が6名であっても、委員会運営においては、これまでに支障を感じたことは無いという答弁がありました。

また、委員会での委員数が5名となると委員長を除いて4名での採決となり、可否同数となることも予想されるため、6名程度は必要ではないかとの意見もありました。

本特別委員会での協議でも、市民からも定数の削減を求める声があるが、これは経費抑制を望むものと考えられ、近隣の島原市においても、

議員定数は19名であることも参考とすべきであるとの意見や、人口が同規模程度の市議会では、議員定数が20名を割っている議会が多くあり、本市の人口も近い将来4万人を割ることが予想されるため、同規模の自治体と同じ程度に減らすべきであるとの意見もありました。

また、定数を削減すると、広く市民からの要望等を市政に反映することが出来なくなる可能性があるため、現状維持とすべきであるとの意見もありました。

以上のような点を勘案し、検討した結果、委員会の最終的な結論として、現在の21名から2名を削減して、19名とすることを全会一致で決定致しました。

なお、その他議会の活性化に関する協議事項につきましては、今後継続的に協議してまいります。

後ほど、本委員会より、雲仙市議会議員定数条例の一部を改正する条例案を提出しますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い致します。

以上で、議会活性化特別委員会の中間報告を終わります。